

# 町有地売却実施要領

七ヶ浜町財政課管財係



## 6 売却者の決定方法

- (1) 申込者が1名の場合には、書類選考により売却者を決定し、複数の申込があった場合には、競争入札にて売却者を決定します。
- (2) 競争入札の日時及び場所  
後日連絡します。

## 7 売買契約及び代金の支払方法

売却決定者となった方は、町と土地売買契約を締結し、売買代金は、契約締結の日から60日以内に町が発行する納入通知書により町の指定金融機関等で納めて頂きます。

### (1) 売買契約の条件

売買契約には、売買物件の使用用途を条件として付す場合があります。

### (2) 売買契約に必要なもの

- ①町有財産売買契約書 2通
- ②印鑑登録してある印鑑（実印）
- ③印鑑証明書（法人も含む）
- ④収入印紙（契約書貼付）
- ⑤その他町で提出を求めた書類

### (3) 所有権の移転等

- ①売買代金の納入があった時に所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとしします。
- ②土地の引き渡しは、現況での引き渡しとなります。
- ③所有権移転登記に係る必要な手続きは買受人が行うものとしします。
- ④所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。

## 9 契約の解除

次の場合は、契約を解除します。

- (1) 売買代金を指定日まで、納入しない時。
- (2) その他契約に違反した時。

## 競争入札心得

1. 開始時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
2. 次の場合の入札は、無効とします。

入札に参加する資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者が入札した時。

3. 会場において、入札参加者の確認を行いますので、町有財産売却申込の際に交付された申込書控（受付印を押印したコピーのもの）をご提示願います。
4. 代理人が入札する場合は、委任状を提出し、受任者名義で入札する事となります。なお、代理人の印鑑は認印で構いません。
5. 入札会場では、静粛に願います。

## 競争入札の方法

1. 会場にて、町で用意する入札用紙に公示価格を最低金額とする購入希望金額を書き入れ、提出していただきます。
2. 希望金額の中で、最高価格をつけた方が売却決定者となります。仮に最高価格が同額になった場合は、売却の対象者が1名になるまで入札を行います。

# 町有財産売却申込書

平成 年 月 日

七ヶ浜町長 寺 澤 薫 殿

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

印

電話番号

町有財産売却について、申込み資格条件、内容等を承諾の上、申し込みいたします

## 申込物件

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 1 所在地  | 七ヶ浜町花淵浜字大日堂3番29    |
| 2 面積   | 266 m <sup>2</sup> |
| 3 公示価格 | 766,080円           |

受 付 月 日	
------------------	--